

基本項目 3 質の高いサービスの提供

4 持続可能な財政運営

3 質の高いサービスの提供

① 市民満足度の向上

事務事業については、Plan(計画)－Do(実施)－Check(評価)－Action(改善)による行政評価システムも定着しつつあります。行政評価により明らかになった課題を次の計画に繋げていくことは、市民の立場に立った行政に変えていくという、大きな役割を持っています。第二次行政改革大綱でも、引き続き実施していくとともに、「市民ニーズにサービスが合致しているか（有効性）」「サービスの提供方法やコストに改善の余地はないか（効率性）」の見直しにより市民の満足度向上を目指します。

地域における最も身近な行政サービスの提供の場である住民窓口について、事務的、縦割りの対応をなくし、迅速で正確な対応を目指します。そのために組織の見直しによる改革、職員配置による改善に取り組みます。

地域主権戦略大綱（H22.6.22）による国からの権限委譲、及び県からの移譲事務が見込まれる中、住民の利便性の向上につながるものについては、市において身近なサービスの窓口として、スムーズな移行に努めます。

3 質の高いサービスの提供

② 職員の意識改革と活性化

変化する社会情勢の中で、市民主体の積極的な行政体制に転換して行くには、職員一人ひとりの能力向上が不可欠です。人材育成は、能力開発のための研修プログラムを充実するだけでなく、職員一人ひとりの自覚であり、組織の中で育てられると共に、自己成長を支援することが重要な課題となります。このことは、組織における最重要課題の一つとして、全庁的に取り組んでいく必要があります。

行政サービスの質の向上を目指すために、職員の意識・意欲に重点を置き、多様な住民ニーズに応えられるよう職員の意識改革に取り組みます。

I 職員の意識改革

職員の意識改革については、次の3項目を主要事項として実施します。

1. 自らも地域で暮らす一員であるという意識を持ちながら、住民の目線に立って物事を考えます。
 - ① 全ての職員が広く地域の課題を認識してそれに対応出来る職員の育成が必要です。職員の市民との協働活動の場への参加を積極的に推進するとともに、スピード感ある対応を目指します。
2. コスト意識を徹底し、費用の節減や収入の確保に努めるなど、経営感覚を持って事業を実施します。
 - ① PDCA サイクルによる行政評価を通して、各個人が明確な目標を設定するとともに、自己評価することで問題を認識し、費用対効果を明確にします。
 - ② 各個人が事務事業と課題を認識することにより、仕事のムダをなくし、勤務の効率化を図ります。
3. 今までの考え方にとらわれることなく、広い視野とチャレンジ精神を持って、事業を実施します。
 - ① 個性や多様性を認め合いながら常に情報収集し、活力ある職場環境づくりに取り組みます。

II 人事評価

市民ニーズが高度化・多様化する中で、それに迅速に対応することが、その担い手である公務員に求められています。人事管理もこの変化に対応出来るよう、画一的でなく、個々の能力や業績を把握して適材適所の人事配置に努める必要があります。

平成23年度に一部試行期間を設け、随時修正を加えながら、全面実施を目指します。

評価者と被評価者の面談によるコミュニケーション ツールとしての役割を重視し、意思疎通を通して、個々の目標の明確化と認識の共有を図ります。

また、適正な評価、処遇を通じて、職員の自発的な取り組みの促進など、人材育成に繋がります。

4 持続可能な財政運営

① 歳出の合理化

依然厳しい財政状況が続く中で、多様化する行政課題に的確に対応し、健全な財政運営を行うために、歳出の縮減・合理化が不可欠となります。

[歳出合理化の方策]

1. 民営化の推進や定員管理による計画的な職員削減による人件費縮減に努めます。
2. 投資的経費については、事業を取捨選択し、計画的に実施します。
3. 補助金や公共施設の統廃合を含めた整理を行います。
 - ① 補助金については、交付が長期化、固定化することを避けるため、3年を目途に見直します。
 - ② 公共施設については、計画的な修繕と改修計画により実施します。
4. 公営企業については、独立採算制の原則が適用されることにより、合理的・能率的な経営に努めます。特別会計についても自立性を高め、一般会計からの繰入れ金の縮減を図ります。
5. 安定的な財政運営を継続するためには、公債費発行額を抑制し、引き続き財政の健全化に努めることが重要です。財政健全化計画を継続して作成するとともに、毎年度検証し、適正な計画とします。

4 持続可能な財政運営

② 歳入の確保

市税や地方交付税が減少する中で、新たな行政ニーズに応えるには、安定した収入の確保が必要です。直接税収を確保するために、新規事業の育成や産業の活性化を図り、定住人口の増加を目指します。同時に内部事務として次の4項目を重点課題として取り組みます。

[歳入確保の方策]

1. 税収の確保及び公平性確保から「福井県地方税滞納整理機構」を活用し、市税徴収率の向上を図ります。
また、コンビニ収納やクレジット収納等納付方法の拡大に努めます。
2. 受益者負担の適正化の観点から、受益者負担の基本方針を明確にして、受益を受ける者に対し、サービスの質・量、トータルコストを考慮した適正な受益者負担を求めます。
3. 未活用の市有地については、貸与、売却処分等を推進し、財産収入の確保に努めます。
4. 広告収入などの確保と、新たな収入の検討を行います。

組織概要図

福井県地方税滞納整理機構

運営委員会

滞納整理の基本方針、滞納整理目標の策定、年間事業計画

- ・ 委員長 県総務部長
- ・ 副委員長 委員の中から委員長が指名
- ・ 委員 市町の副市長、副町長等

幹事会

運営委員会の機能を補完

- ・ 幹事長 県税務課長
- ・ 幹事 県市町村課長、17市町の納税担当課長

事務局(県税務課納税推進室)

共同徴収チーム

- ・ 県内3地区とし、1地区1チームの編成とする
(福井・坂井・奥越地区、丹南地区、嶺南地区)
- ・ チーム編成は1年単位とする
- ・ 県職員(納税推進室1名)と各市町職員1名ずつの3~4名で1チームを編成し、チーム単位でチーム内市町の滞納整理にあたる
- ・ チーム職員は、県とチーム内市町職員の身分を1年間併せ持つ

県税務課納税推進室
・ 機構事務の取りまとめ
・ 引受案件の進行管理

【福井・坂井・奥越地区】

21年度：福井市・あわら市・坂井市
22年度：大野市・勝山市・永平寺町

【丹南地区】

21年度：越前市・南越前町
22年度：鯖江市・池田町・越前町

【嶺南地区】

21年度：小浜市・高浜町・おおい町
22年度：敦賀市・美浜町・若狭町

【その他機構の業務】
◎ 直接徴収の実施

市町への権限移譲

第4回福井県行政改革推進懇談会（H23.3.9）より

1 目的

地方分権の推進に向け、住民の利便性の向上につながる事務については、住民に身近な市町において行政サービスを受けられることができるよう、県が担っている事務を市町に移譲する。

2 概況

(1) 「移譲推奨事務メニュー」の提示等による権限移譲

- ・ 県から市町に対し、移譲が可能な事務の一覧（移譲推奨メニュー）を提示
- ・ 事務の引継ぎに当たり、事務処理マニュアルの作成・提供、事務処理に関する説明会の開催等により移譲が円滑に行われるように支援
- ・ 事務処理件数等に応じ移譲事務交付金を交付（平成22年度 54百万円）

(2) 地域主権戦略大綱（H22.6.22）に基づく基礎自治体への権限移譲

- ・ 地域主権戦略大綱を踏まえ、基礎自治体への権限移譲（都道府県の権限の市町村への移譲：
48法律）を含む関係法律案が今国会に提出される見込み
- (例)
- ・ 未熟児のいる家庭への保健師による家庭訪問指導
 - ・ 家庭用品販売業者への立入検査
 - ・ 騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
 - ・ 理・美容所等の衛生措置基準の設定

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的・自治的・主体的な推進を重視して「国のかたちをつくる」。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目的に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策的・効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し）」について

	項目ベース			
	検討対象	見直しを実施するもの		引き続き 検討
		勧告どおり 実施	勧告の 一部実施	
内閣官房・内閣府	30	27 (90%)	4	3
警察庁	5	4 (80%)	1	1
文部科学省	8	4 (50%)	1	4
厚生労働省	43	38 (88%)	9	5
農林水産省	62	46 (74%)	29	16
経済産業省	6	4 (67%)	4	2
国土交通省	169	147 (87%)	120	22
環境省	47	38 (81%)	10	9
計	370	308 (83%)	209	62

	条項ベース			
	検討対象	見直しを実施するもの		引き続き 検討
		勧告どおり 実施	勧告の 一部実施	
	77	64 (83%)	61	13
	8	7 (88%)	6	1
	11	4 (36%)	4	7
	102	80 (78%)	64	22
	117	77 (66%)	52	40
	11	5 (45%)	5	6
	326	230 (71%)	208	96
	96	61 (64%)	34	35
	748	528 (71%)	434	220

(注) 内閣府において集計したものの。

「基礎自治体への権限移譲」について

	項目ベース					条項ベース						
	検討対象	権限移譲等を行うもの			引き続き 検討	※	検討対象	権限移譲等を行うもの			引き続き 検討	
		勧告どおり 実施	勧告の 一部実施	※				勧告どおり 実施	勧告の 一部実施	※		
内閣府	2	2 (100%)	2	0	-	0	9	9 (100%)	9	0	-	0
消費者庁	1	1 (100%)	1	0	-	0	5	5 (100%)	5	0	-	0
総務省	1	1 (100%)	1	0	-	0	2	2 (100%)	2	0	-	0
文部科学省	2	1 (50%)	0	1	1	0	7	1 (14%)	1	0	5	1
厚生労働省	25	20 (80%)	16	4	5	0	110	81 (74%)	60	21	29	0
農林水産省	3	1 (33%)	0	1	0	2	12	1 (8%)	1	0	0	11
経済産業省	9	5 (56%)	5	0	0	4	55	18 (33%)	18	0	0	37
国土交通省	31	22 (71%)	19	3	0	9	127	74 (58%)	70	4	0	53
環境省	8	6 (75%)	3	3	0	2	57	16 (28%)	9	7	0	41
計	82	59 (72%)	47	12	6	17	384	207 (54%)	175	32	34	143
追加分 (外数)	-	3	3	0	-	-	-	10	10	0	-	-

(注1) 内閣府において集計したもの。
(注2) 「勧告どおり実施」には、勧告以上に実施するものも含まれる。
(注3) 「※」は、一定の条件を満たせば権限移譲を行うもの。